

(別紙 1-4 くろまぐろ (大型魚))

第 1 特定水産資源

1 特定水産資源の名称

くろまぐろ (大型魚)

2 特定水産資源の定義

くろまぐろのうち、30 キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山口県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) 水域

中西部太平洋条約海域 (許可省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

(2) 対象とする漁業

山口県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業。

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量のうち、0.1 トンを県留保とし、残りの全量を山口県くろまぐろ (大型魚) 漁業に配分する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 70 パーセントを超える時を基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。